

D. 考察

1. 一般人申請と矯正施設長通報の全体像

本研究によって、一般人申請および矯正施設長通報の、通報から措置入院、措置解除までのおおよその流れを把握することができた。一般人申請群においては、措置診察不要と判断された事例について医療の必要性がある場合は医療保護入院等の適応となっていると思われることからも、おおむね適正な振り分けが行われているものと考えられた。矯正施設長通報群においては、診察が不要な事例が同通報全体の7割以上を占めていたが、措置診察不要と判断された事例についてその後の状況が不明である事例が四分の三を占め本調査からは適正な振り分けが行われているかを判断するに足る資料は得られなかった。これを明らかにするための研究が必要である。また、矯正施設長通報については、他の通報等とはやや性質が異なる部分のあるため、矯正施設長通報の事前調査のあり方に関する研究が必要と思われる。

措置診察実施率（診察実施数 / 通報数）、措置入院率（措置入院数 / 通報数）は、都道府県・政令指定都市によって大きな差がみられた。今回は単年度調査でこの原因については本研究からは明らかにすることはできないが、制度化されて50年以上を経た措置入院制度が、長い年数の間に都道府県・政令指定都市間で運用に差が生じていることも懸念された。

2. 一般人申請と矯正施設長通報の特徴

ここでは、比較を行うに十分な件数のあった、一般人申請群、警察官通報群、検察官通報群、矯正施設長通報群の4群

を比較することにより、一般人申請および矯正施設長通報の特徴を述べる。

診察による措置要否の判断は、非診察群を含めると一般人申請群と警察官通報群と検察官通報群の間に大きな差はなかったが、矯正施設長通報群では要措置となった割合が他と比べて約三分の一であった。これは、矯正施設長通報群で診察なしの割合が非常に多いためである。措置入院したものの中、調査時点での消退届のあるものは、警察官通報群では9割を超えており、一般人申請群と検察官通報群では約8割であり、矯正施設長通報群は約6割とさらに低い。これは矯正施設長通報群が最も措置の期間が長くなる傾向にあることを示していると思われる。措置診察不要後の状況では、一般人申請群の6割以上が精神科に入院または通院しており、これは警察官通報群で7割以上、検察官通報群で半数以上の間であった。状況が不明の事例が一定数存在することに留意する必要はあるが、これについては、おおむね適正な振り分けが行われているものと考えられた。しかし、矯正施設長通報群では、精神科に入院した事例ではなく、約15%が精神科に通院しているのみであった。さらに、約75%の状況が不明であることは問題である。

男女比は、検察官通報群と矯正施設長通報群、一般人申請群と警察官通報群がそれぞれ同程度であり、前者ではより男性が多い。年齢は、一般人申請群が最も高い。また、精神科入院歴および通院歴は一般人申請群が警察官通報群および検察官通報群よりも多く、矯正施設長通報群はかなり少ない。措置入院歴は、一般人申請群と検察官通報群に多い。これまでの生涯の診断においては、検察官通報

群以外における記載が少なく、意味ある比較ができないが、矯正施設長通報群に精神分裂病および気分障害が少なく、知的障害が多いことが特徴である。また一般人申請群では非診察群に人格・行動の障害の割合が高く、矯正施設長通報群では非診察群に知的障害の割合が高く、逆に診察群に覚醒剤の割合が高かった。さらに、全ての群において診察群に精神分裂病の割合が高いことから、この診断が通報時に把握されている場合には、要診察と判断される確率は高くなるといえるが、もちろんこれだけが診察の要否を左右するわけではない。

通報因発生時の状況については、矯正施設長通報群では、他の通報等とは異なり、通報因発生時の状況に代えて今回矯正施設に収容されるきっかけとなった行為が発生した時の状況を調べた。これは、矯正施設長通報群においては、「精神障害者又はその疑のある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ通報しなければならない」と定められており、通報の直前にその原因となるような行為があるとは限らないために、他の通報等と比較しうるものとしては、通報因発生時の状況に代えて今回矯正施設に収容されるきっかけとなった行為が発生した時の状況を調べることが妥当と判断したからである。通報因発生時の状況（矯正施設長通報群は今回矯正施設に収容されるきっかけとなった行為が発生した時の状況）についても、各群において記載なしの割合が大きく異なり、記載のないことがそのような状況がなかつたと判断して、ありの割合を比較するしかない。しかし、精神障害を疑うにたる状況については、そもそも通報の前提であ

ると考えると、記載のないものであっても単になかったから記載がないと判断するのは難しい。したがって、これについては値の差について意味づけをすることは難しいと思われる。ただし、一般人申請群と警察官通報群では記載なしの割合が約2割と同程度あったので、この2群を比較すると、この両群では精神障害を疑うにたる状況の記載ありの割合はともに約8割であった。通報因発生時の（矯正施設長通報群は今回矯正施設に収容されるきっかけとなった行為が発生した時の）自傷行為、他害行為、アルコール使用、薬物使用については、記載なしをそのような状況なしと判断して比較する。自傷行為は一般人申請群および警察官通報群で4分の1以上に認められるのに対し、検察官通報群と矯正施設長通報群では数%程度であり、大きな差がある。また、ありの件数が非常に少ない矯正施設長通報群を除いて、それぞれの通報等ごとに診察群と非診察群を比べた場合、警察官通報群では、診察群と非診察群の間に自傷行為ありの割合の差はないが、一般人申請群と検察官通報群では、診察群に自傷行為が多い。つまり、警察官通報群においては自傷行為の有無はあまり診察の要否に関連しないが、一般人申請群と検察官通報群では、自傷行為の存在は要診察の判断の確率を増加させる要因になっている可能性がある。他害行為は矯正施設長通報群以外では8割以上に認められ、特に検察官通報群では9割に近い。他害行為の存在は、警察官通報群と検察官通報群では要診察の判断の確率をやや増加させる可能性があるが、一般人申請群ではそうではない。本研究では、他害行為に該当する行為があつたかなか

ったのみを評価しており、その程度については評価していない。一般人申請は、一般人による申請であるために、他害行為の程度や内容にばらつきが大きいためこのような結果となったかもしれない。通報因発生時の（矯正施設長通報群は今回矯正施設に収容されるきっかけとなった行為が発生した時の）アルコールおよび薬物の使用については、各群ともありの割合は1割に満たないが、矯正施設長通報群は今回矯正施設に収容されるきっかけとなった行為が発生した時の薬物の使用については、ありの割合が高い。また、「なし」と明確に記載のあるものの割合は、警察官通報群が多い。すなわち、警察官通報群においては、これらの状況があったことばかりでなく、なかつことも重要な情報となる場合があるということであろう。

鑑定・簡易鑑定は圧倒的に検察官通報群に実施の割合が高く、それ以外ではほとんどない。これは通報の種類の性質上予想された結果であるが、鑑定・簡易鑑定以外の精神科的診察も検察官通報群で1割程度、矯正施設長通報群で数%ではあるがで実施されているのに対し、一般人申請群と警察官通報群ではほとんど実施されていない。精神科的診察を実施するための通報であるという、一般人申請群と警察官通報の特徴を示すものであると言ってもよいだろう。今回通報以前の司法処分についても、検察官通報群と矯正施設長通報群では4分の1程度がありであった。一般人申請群と警察官通報群では95%以上記載がなく、それらの情報は通報時にはほとんど把握できていないか、問題にされていないのであろうと思われる。

通報因発生時の重大な他害行為は、一般人申請群および警察官通報群ではほとんどないが、検察官通報群と矯正施設長通報群では数%に認められる。なお、矯正施設長通報群では、他の通報等とは異なり、通報因発生時の重大な他害行為の有無に代えて今回矯正施設に収容されるきっかけとなった行為が発生した時の重大な他害行為の有無を調べている。これはそれぞれの通報等の性質を考えると妥当な結果である。それ以外の行為では、一般人申請群と警察官通報群の9割が「問題行動」のレベルであり、犯罪行為ではないと判断されるものであるのに対し、検察官通報群および矯正施設長通報群では傷害、窃盗犯、銃刀法違反など、犯罪行為と判断されるものの割合が高い。これは両群の通報の特性上当然の結果である。ただし、矯正施設長通報群は、記載なしが半数程度あり、この点に留意する必要がある。本研究では、矯正施設長通報群については、矯正施設等に今回入所するきっかけとなった時点の行為について調べているが、出所時に矯正施設長通報を行う際には、どのような行為を行って矯正施設に入所したかは、重要な情報でないと考えられているためであろう。過去における犯罪行為の有無についても、一般人申請群では問題行動のみが約6割と最も多く、警察官通報群でも問題行為のみが多いのに対し、検察官通報群と矯正施設長通報群では重大な他害行為でない犯罪行為ありが2割強から3割弱認められ、重大な他害行為も数%程度あった。記載なしの多さはここでも問題であろう。

事前調査書による措置診察の要否判断では、記載なしは警察官通報群と検察官通報群に多く2割強から3割弱認められ

たが、一般人申請群と矯正施設長通報群では比較的少なく、特に矯正施設長通報群では1割弱と少ない。また、事前調査書による措置診察の要否の根拠については、矯正施設長通報群が7割以上に記載があり他と比べて高かった。実際の書類の記載をみたところ、既に通報書に診察の必要を認めないと記載があったものが一定数見受けられ、これを根拠として調査書において、診察否としていることが多かったためと思われる。実際、矯正施設長通報群において、非診察群で根拠の記載が多いこともこれを裏付けていると思われる。検察官通報群において実際に非診察であったものでは、要否の根拠が記載されているものの割合が他の群に比較して多く、非診察の根拠として事前調査書が重要視されていることが推測される。

3. 今後の課題

多くの項目で記載なしの割合が高いことは一般人申請、警察官通報、検察官通報および矯正施設長通報の各群に共通した問題である。ただし、本研究に用いた資料は、今回の様な研究を実施する目的で作成されていないため、コード化した全ての項目について記載することが義務づけられてはいないことには留意する必要がある。つまり、あまり措置診察の要否判断に重要と考えられていない項目については、その項目に該当する事象がなかった場合には、その項目に関して単に記載をしない可能性が高いために、記載なしの割合が高くなつたと考えられる。また、本研究はあくまで厚生労働省からの依頼に対して都道府県・政令指定都市が提出した資料にのみ基づいており、提

出されなかつたまたは提出できなかつた資料に、本研究で記載なしとなつた項目についての情報が記載されていた可能性も否定できない。

しかし、措置診察の要否判断の結果について約1割から3割、その根拠について約3割から6割に記載なししか存在したこととは問題である。また、措置診察の要否判断に必須と考えられる情報についても、各群でばらつきは大きいが、約2割から9割以上の記載なししか存在したことでも問題である。記載なししか非常に多いものについては、先に述べた様な理由によるものと思われるが、少なくとも通報の原因となる出来事が発生した時点の「精神障害を疑うにたる状況」、「自傷行為（のそれ）」、「他害行為（のそれ）」といった措置要件に該当する状態の有無とその程度、および措置診察の要否判断の結果とその判断根拠については、全ての事例について明確に記載されている必要がある。

また措置診察の要否判断と具体的な処遇の判断に結びつく重要な情報と考えられる「（特に現在の）精神科受療歴」、「措置入院歴」、「精神科的診断」、「通報の原因となる出来事が発生した時点のアルコール使用」、「通報の原因となる出来事が発生した時点の薬物使用」、「これまでの犯罪または問題行為」についても全ての事例について明確に記載されていることが望ましい。

また措置入院は制度化されて50年以上を経たが、長い年数の間に都道府県・政令指定都市間で運用に差が生じていることも懸念された。

本研究の結果、通報等の種別による違いを考慮しつつも、適切な調査書の書式

を統一して定めること、措置診察の事前調査および措置診察要否判断のガイドラインを定めること、および本研究の様な措置入院制度の状況のモニタリングを定期的に実施し、結果を現場にフィードバックする仕組みの構築が必要であると考えられる。

E. 結論

一般人申請および矯正施設長通報の、通報から措置入院、措置解除までのおおよその流れを把握することができた。一般人申請においては、昨年度分析した警察官通報と検察官通報と同様に、おおむね適正な振り分けが行われているものと考えられた。矯正施設長通報においては、本調査からは適正な振り分けが行われているかを判断するに足る資料は得られなかつた。また、事前調査の結果として最も重要である措置診察の要否判断の結果について約1割から3割、その根拠について約3割から6割に記載なしが存在した。通報等の種別による違いを考慮しつゝも、適切な調査書の書式を全国で統一して定めること、措置診察の事前調査および措置診察要否判断のガイドラインを定めることが必要である。また、本研究の様な措置入院制度の状況のモニタリングを定期的に実施し、結果を現場にフィードバックする仕組みの構築も必要であると考えられる。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

参考文献

竹島正、立森久照、三宅由子、小山智典、宮田裕章、長沼洋一：措置通報等に対する都道府県等の対応状況に関する研究、平成14年度厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業「措置入院制度の適正な運用に関する研究（主任研究者：浦田重治郎）」研究報告書、Pp13-56、2003.

表4 症類の存在

	一般人申請		警察官通報		検察官通報		保護観察所長通報		矯正施設長通報		精神病院管理者の届出		知事職務経験			
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%		
通報全数	375	90.1	619	55.8	823	85.0	4	80.0	316	94.3	30	85.7	49	70.0		
通報書	0	0.0	0	0.0	153	15.8	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0		
簡易鑑定書	406	97.6	910	82.1	577	59.6	3	60.0	253	75.5	28	80.0	21	30.0		
調査書	0	0.0	1	0.1	27	2.8	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0		
供述調書	0	0.0	0	0.0	55	5.7	0	0.0	2	0.6	0	0.0	0	0.0		
鑑定書	(全数)	416	100.0	1109	100.0	968	100.0	5	100.0	335	100.0	35	100.0	70	100.0	
診察群	通報書	290	90.1	428	57.1	617	85.7	2	100.0	72	84.7	28	84.8	49	70.0	
	簡易鑑定書	0	0.0	0	0.0	134	18.6	0	0.0	1	1.2	0	0.0	0	0.0	
	調査書	315	97.8	587	78.3	433	60.1	1	50.0	62	72.9	27	81.8	21	30.0	
	供述調書	0	0.0	1	0.1	21	2.9	0	0.0	1	1.2	0	0.0	0	0.0	
	鑑定書	(全数)	322	100.0	750	100.0	720	100.0	2	100.0	85	100.0	33	100.0	70	100.0
非診察群	通報書	85	90.4	191	53.2	206	83.1	2	66.7	244	97.6	2	100.0	-	-	
	簡易鑑定書	0	0.0	0	0.0	19	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-	
	調査書	91	96.8	323	90.0	144	58.1	2	66.7	191	76.4	1	50.0	-	-	
	供述調書	0	0.0	0	0.0	6	2.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-	
	鑑定書	(全数)	94	100.0	359	100.0	248	100.0	3	100.0	250	100.0	2	100.0	0	-

表5 性

		一般人申請		警察官通報		検察官通報		保健監察所長通報		矯正施設長通報		精神病院管理者の届出		知事職務診察		
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
通報全数	男性	280	67.3	764	68.9	832	86.0	4	80.0	309	92.2	29	82.9	36	51.4	
	女性	134	32.2	298	26.9	127	13.1	0	0.0	19	5.7	5	14.3	25	35.7	
	記載なし	2	0.5	47	4.2	9	0.9	1	20.0	7	2.1	1	2.9	9	12.9	
	合計	416	100.0	1109	100.0	968	100.0	5	100.0	335	100.0	35	100.0	70	100.0	
診察群	男性	225	69.9	538	71.7	624	86.7	2	100.0	76	89.4	28	84.8	36	51.4	
	女性	95	29.5	176	23.5	89	12.4	0	0.0	7	8.2	4	12.1	25	35.7	
	記載なし	2	0.6	36	4.8	7	1.0	0	0.0	2	2.4	1	3.0	9	12.9	
	合計	322	100.0	750	100.0	720	100.0	2	100.0	85	100.0	33	100.0	70	100.0	
非診察群	男性	55	58.5	226	63.0	208	83.9	2	66.7	233	93.2	1	50.0	-	-	
	女性	39	41.5	122	34.0	38	15.3	0	0.0	12	4.8	1	50.0	-	-	
	記載なし	0	0.0	11	3.1	2	0.8	1	33.3	5	2.0	0	0.0	-	-	
	合計	94	100.0	359	100.0	248	100.0	3	100.0	250	100.0	2	100.0	0	-	

表10 増置入院歴【通報までの生涯】

	一般人申請		警察官通報		検察官通報		保護観察所長通報		矯正施設長通報		精神病院管理者の届出		知事機関診察		
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	
通報全数	あり	37	8.9	54	4.9	97	10.0	3	60.0	12	3.6	12	34.3	3	4.3
	なし	46	11.1	150	13.5	161	16.6	0	0.0	29	8.7	0	0.0	2	2.9
記載なし		333	80.0	905	81.6	710	73.3	2	40.0	294	87.8	23	65.7	65	92.9
合計		416	100.0	1109	100.0	968	100.0	5	100.0	335	100.0	35	100.0	70	100.0
診察群	あり	33	10.2	49	6.5	72	10.0	1	50.0	10	11.8	11	33.3	3	4.3
	なし	35	10.9	94	12.5	141	19.6	0	0.0	6	7.1	0	0.0	2	2.9
記載なし		254	78.9	607	80.9	507	70.4	1	50.0	69	81.2	22	66.7	65	92.9
合計		322	100.0	750	100.0	720	100.0	2	100.0	85	100.0	33	100.0	70	100.0
非診察群	あり	4	4.3	5	1.4	25	10.1	2	66.7	2	0.8	1	50.0	-	-
	なし	11	11.7	56	15.6	20	8.1	0	0.0	23	9.2	0	0.0	-	-
記載なし		79	84.0	298	83.0	203	81.9	1	33.3	225	90.0	1	50.0	-	-
合計		94	100.0	359	100.0	248	100.0	3	100.0	250	100.0	2	100.0	0	-

表15【通報因発生時】自傷行為

		一般人申請		警察官通報		検察官通報		保健医療所長通報		矯正施設長通報		精神病院管理者の届出		知事職務診察		
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
通報全数 あり	106	25.5	297	26.8	53	5.5	0	0.0	7	2.1	10	2.6	28.6	22	31.4	
なし 記載なし	2	0.5	7	0.6	5	0.5	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0.0	0	0.0	
合計	308	74.0	805	72.6	910	94.0	5	100.0	327	97.6	25	71.4	48	68.6		
診察群 あり	95	29.5	207	27.6	46	6.4	0	0.0	3	3.5	10	30.3	22	31.4		
なし 記載なし	0	0.0	7	0.9	4	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
合計	227	70.5	536	71.5	670	93.1	2	100.0	82	96.5	23	69.7	48	68.6		
非診察群 あり	11	11.7	90	25.1	7	2.8	0	0.0	4	1.6	0	0.0	-	-		
なし 記載なし	2	2.1	0	0.0	1	0.4	0	0.0	1	0.4	0	0.0	-	-		
合計	94	100.0	359	100.0	248	100.0	3	100.0	250	100.0	2	100.0	0	-		

(注)矯正施設長通報群は、他の通報等とは異なり、通報因発生時の状況に代えて今回矯正施設に収容されるきっかけとなつた行為が発生した時の状況を調べた。

表16【通報因発生時】他暫行為

		一般人申請		警察官通報		検察官通報		保健医療所長通報		矯正施設長通報		精神病院管理者の届出		知事職務診察		
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
通報全数 あり	334	80.3	907	81.8	852	88.0	5	100.0	89	26.6	28	80.0	32	45.7		
なし 記載なし	1	0.2	1	0.1	2	0.2	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0		
合計	81	19.5	201	18.1	114	11.8	0	0.0	245	73.1	7	20.0	38	54.3		
診察群 あり	253	78.6	621	82.8	649	90.1	2	100.0	37	43.5	26	78.8	32	45.7		
なし 記載なし	0	0.0	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
合計	69	21.4	128	17.1	70	9.7	0	0.0	48	56.5	7	21.2	38	54.3		
非診察群 あり	81	86.2	286	79.7	203	81.9	3	100.0	52	20.8	2	100.0	70	100.0		
なし 記載なし	1	1.1	0	0.0	1	0.4	0	0.0	1	0.4	0	0.0	-	-		
合計	12	12.8	73	20.3	44	17.7	0	0.0	197	78.8	0	0.0	-	-		

(注)矯正施設長通報群は、他の通報等とは異なり、通報因発生時の状況に代えて今回矯正施設に収容されるきっかけとなつた行為が発生した時の状況を調べた。

表19 通報時の所在

通報全数	一般人申請		警察官通報		検察官通報		保健医療所長通報		矯正施設長通報		精神病院管理者の届出		知事職務診察	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
精神科入院中 拘留中・収監中	8 1	1.9 0.2	12 20	1.1 1.8	64 534	6.6 55.2	0 0	0 0.0	0 312	0 93.1	0 0	0 0.0	33 0	94.3 0
在宅など その他	251 31	60.3 7.5	391 32	35.3 2.9	66 4	6.8 0.4	2 1	40.0 20.0	0 0	0 0.0	1 1	2.9 2.9	8 12	0 12.1
発見地 記載なし	45 80	10.8 19.2	580 74	52.3 6.7	— 300	— 31.0	0 2	0 40.0	0 23	0 6.9	0 0	0 0.0	9 0	12.9 36
合計	416	100.0	1109	100.0	968	100.0	5	100.0	335	100.0	35	100.0	70	100.0
診察群	精神科入院中 拘留中・収監中 在宅など その他 発見地 記載なし 合計													
	7	2.2	4	0.5	8	1.1	0	0.0	0	0.0	31	93.9	5	7.1
	1	0.3	19	2.5	453	62.9	0	0.0	79	92.9	0	0.0	0	0.0
	183	56.8	243	32.4	17	2.4	1	50.0	0	0.0	1	3.0	8	11.4
	29	9.0	23	3.1	2	0.3	0	0.0	0	0.0	1	3.0	12	17.1
	41	12.7	421	56.1	—	—	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	12.9
	61	18.9	40	5.3	240	33.3	1	50.0	6	7.1	0	0.0	36	51.4
	322	100.0	750	100.0	720	100.0	2	100.0	85	100.0	33	100.0	70	100.0
非診察群	精神科入院中 拘留中・収監中 在宅など その他 発見地 記載なし 合計													
	1	1.1	8	2.2	56	22.6	0	0.0	0	0.0	2	100.0	—	—
	0	0.0	1	0.3	81	32.7	0	0.0	233	93.2	0	0.0	—	—
	68	72.3	148	41.2	49	19.8	1	33.3	0	0.0	0	0.0	—	—
	2	2.1	9	2.5	2	0.8	1	33.3	0	0.0	0	0.0	—	—
	4	4.3	159	44.3	—	—	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	19	20.2	34	9.5	60	24.2	1	33.3	17	6.8	0	0.0	—	—
	94	100.0	359	100.0	248	100.0	3	100.0	250	100.0	2	100.0	0	0

表22 今回の通報以前の司法処分の有無

	一般入申請		警察官通報		検察官通報		保護観察所長通報		矯正施設長通報		精神病院管理者の届出		知事職務診察		
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	
通報全数	あり	14	3.4	54	4.9	243	25.1	3	60.0	91	27.2	7	20.0	2	2.9
	なし	0	0.0	1	0.1	100	10.3	0	0.0	4	1.2	0	0.0	0	0.0
記載なし		402	96.6	1054	95.0	625	64.6	2	40.0	240	71.6	28	80.0	68	97.1
合計		416	100.0	1109	100.0	968	100.0	5	100.0	335	100.0	35	100.0	70	100.0
診察群	あり	8	2.5	46	6.1	195	27.1	0	0.0	35	41.2	7	21.2	2	2.9
	なし	0	0.0	1	0.1	82	11.4	0	0.0	2	2.4	0	0.0	0	0.0
記載なし		314	97.5	703	93.7	443	61.5	2	100.0	48	56.5	26	78.8	68	97.1
合計		322	100.0	750	100.0	720	100.0	2	100.0	85	100.0	33	100.0	70	100.0
非診察群	あり	6	6.4	8	2.2	48	19.4	3	100.0	56	22.4	0	0.0	-	-
	なし	0	0.0	0	0.0	18	7.3	0	0.0	2	0.8	0	0.0	-	-
記載なし		88	93.6	351	97.8	182	73.4	0	0.0	192	76.8	2	100.0	-	-
合計		94	100.0	359	100.0	248	100.0	3	100.0	250	100.0	2	100.0	0	-

(注)矯正施設長通報群は、今回矯正施設に収容されるきっかけとなつた行為より以前に司法処分があつたかを調べた。

表23 調査書等から判明した通報因発生時の重大な他害行為

	一般入用語		警察官通報		検察官通報		保護観察所長通報		矯正施設長通報		精神病院管理者の届出		知事職務診察		
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	
通報全数	殺人	0	0.0	1	0.1	39	4.0	0	0.0	8	2.4	0	0.0	0	0.0
	放火	2	0.5	9	0.8	63	6.5	0	0.0	5	1.5	1	2.9	1	1.4
	強姦	0	0.0	0	0.0	2	0.2	0	0.0	3	0.9	0	0.0	0	0.0
	強盗	0	0.0	1	0.1	9	0.9	0	0.0	4	1.2	0	0.0	0	0.0
	重大な他害行為なし	1	0.2	16	1.4	94	9.7	2	4.0	3	0.9	3	8.6	0	0.0
	記載なし	413	99.3	1082	97.6	763	78.8	3	60.0	312	93.1	31	88.6	69	98.6
	(全数)	416	100.0	1109	100.0	968	100.0	5	100.0	335	100.0	35	100.0	70	100.0
診察群	殺人	0	0.0	1	0.1	37	5.1	0	0.0	7	8.2	0	0.0	0	0.0
	放火	2	0.6	6	0.8	58	8.1	0	0.0	3	3.5	1	3.0	1	1.4
	強姦	0	0.0	0	0.0	2	0.3	0	0.0	1	1.2	0	0.0	0	0.0
	強盗	0	0.0	1	0.1	7	1.0	0	0.0	2	2.4	0	0.0	0	0.0
	重大な他害行為なし	0	0.0	8	1.1	61	8.5	1	50.0	2	2.4	3	9.1	0	0.0
	記載なし	320	99.4	734	97.9	557	77.4	1	50.0	70	82.4	29	87.9	69	98.6
	(全数)	322	100.0	750	100.0	720	100.0	2	100.0	85	100.0	33	100.0	70	100.0
非診察群	殺人	0	0.0	0	0.0	2	0.8	0	0.0	1	0.4	0	0.0	-	-
	放火	0	0.0	3	0.8	5	2.0	0	0.0	2	0.8	0	0.0	-	-
	強姦	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.8	0	0.0	-	-
	強盗	0	0.0	0	0.0	2	0.8	0	0.0	2	0.8	0	0.0	-	-
	重大な他害行為なし	1	1.1	8	2.2	33	13.3	1	33.3	1	0.4	0	0.0	-	-
	記載なし	93	98.9	348	96.9	206	83.1	2	66.7	242	96.8	2	100.0	-	-
	(全数)	94	100.0	359	100.0	248	100.0	3	100.0	250	100.0	2	100.0	0	-

(注)矯正施設長通報群では、通報因発生時の重大な他害行為の有無に代えて今回矯正施設に収容されるきっかけとなった行為が発生した時の重大な他害行為の有無を調べた。